

平成20年第3回まんのう町議会臨時会会議録(第1号)

平成20年5月8日 開 議 午前9時30分

	山西議長	おはようございます。只今の出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより平成20年第3回まんのう町議会臨時会を開会いたします。
	栗田町長	招集者であります町長のごあいさつをお願いいたします。町長 栗田隆義君 皆さん、おはようございます。風薫る緑が映える好季節になりました。本日は、まんのう町の臨時議会を開催致しましたところ、連休明けの大変お忙しい中、議員の皆様方にはご参集を頂きましてありがとうございます。今臨時議会に提案させていただいておりますのは町条例の一部改正に伴います専決処分2件、教育委員会委員の任命の同意についてが1件、計3件を上程させていただいております。よろしく慎重審議のほどをお願い申し上げまして開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。
	山西議長	ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。なお、本日の日程終了後休憩を取り、議会運営委員会を開催していただき、議会構成に関する協議をお願いし、同意が得られましたら、日程に追加することといたしたいと思っております。
	久留嶋議会 事務局長	日程にはいるに先立ちまして、議会報告を致します。 事務局長 久留嶋一之君 それではご報告を申し上げます。町長から地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分議案2件を受理いたしました。次に町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。以上で報告を終わります。
日程第1	山西議長	議会報告を終わります。 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において 1番 久元 豊君 2番 小亀 重喜君 を指名いたします。
日程第2		日程第2 会期の決定の件を議題といたします。 お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間と致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

日程第3	山西議長	(なし) 異議なしと認めます。 よって会期は1日間と決定いたしました。
	栗田町長	日程第3 議案第1号 専決処分の承認について まんのう町税条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 それでは議案第1号 まんのう町税条例の一部改正の専決処分の承認についての提案理由の説明を申し上げます。 先般の4月30日に衆議院で再議決され、また同日交付されました税制関連法案に関連してまんのう町条例の一部改正が必要となりました。これに伴い地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので同条第3項の規定によりご承認を求め るものでございます。詳細につきましては税務課長に説明をさせますのでご了承を賜りますようお願いいたします。
	山西議長 三好税務 課長	税務課長 三好定君 議案第1号の町税条例の一部改正の内容について説明させていただきます。今回の税条例の一部改正についてはすべて附則条文 の改正であります。町税条例の附則第20条の特定中小会社が発行した株式にかかる譲渡損失の繰越控除等、及び譲渡所得等の課 税の特例について説明させていただきます。これは1997年に創設されたエンジェル税制を大幅に拡充し経済の活性化を促そう とする国の施策であります。それが今回の改正の趣旨であります。エンジェル税制とは、ベンチャー企業への個人の投資を優遇す る制度であり、ベンチャー企業に出資した場合一定の限度で課税所得から差し引かれることが出来る制度であります。今までは株 式の譲渡益の1/2のみが所得から差し引かれていましたが、これも今回廃止されました。すべて優遇税制という課税の特例であ ります。以上でございます。
	山西議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。
	本屋敷議員	本屋敷敷崇君 ちょっとご質問させていただきますが、専決処分のことですから税法において専決処分の内容としてはですね、時間的猶予 がなかった緊急性を図るものであったという場合において専決処分が出来るという地方自治法にもありますが、今回この住居特定 企業か、特定企業への措置が緊急性を要するというようなところがちょっと僕には見受けられないのですが、これを専決処分とし た理由を教えてくださいというんですがよろしく願います。

<p>山西議長 三好税務 課長</p>	<p>税務課長 三好定君 本屋敷議員さんの質問にお答えいたします。今回専決処分しましたのは、あとでも出てきます住民税と国保税の一部改正であります。今説明しました第1号議案につきましては、国の公布日が4月30日ということで、ご承知のように国会のねじれ現象等によりまして再議決分ということでございました。これにつきましては株式、一般の株式も含めまして個人が税法上不利益をこうむる恐れもあるということで専決をして早く施行してくださいということでございます。地方税法と町条例の施行日が不一致になるという問題が起こります。地方税法並びに国税についてはもう一体という考え方で税金の方は進んでおります。そのため今回、特に国並びに県の方が地方税法の公布日又は施行日、それと同日に専決処分ということをして下さいというようなことが、4月30日以前の4月25日時点で早くありました。今回はこの国保も含めましてですが地方税法がらみで他にも沢山の地方税法の改正があります。しかしこの2件につきましては個人がどうしても不利益をこうむる恐れがあるということなので是非専決ということで、指導もありましてこの2件に限り専決させていただいたというのが実情であります。以上でございます。</p>
<p>山西議長 小亀議員</p>	<p>小亀重喜君 2番、小亀です。今の本屋敷議員さんの質問のお答えにもあったんですが、その想定されるべき個人の不利益というのが、いかほどかいうことをどの程度把握されているかをお聞きしたいんです。その影響がどんなものかと、それが多分町内においてどういうものかということをお聞きしたいのでお願いします。</p>
<p>山西議長 三好税務 課長</p>	<p>税務課長 三好定君 小亀議員さんの質問にお答えします。このベンチャー企業に対するその課税の優遇策といいますが、これにつきましては町内においてはほとんどないということでございまして、売却益並びに出資した金額というのも全然町内においては把握出来ておりません。実態としてはこういう税制改正がありますが、まんのう町においてはほとんどこれに該当するのではないということを想定しております。これもあくまでも税の申告という制度に基づいてこういう課税の優遇策を行うということでございますので、数字的なものは全く把握しておりませんし、多分まんのう町の住民がこの課税の優遇策を受ける方はいないということを今思っております。以上でございます。</p>
<p>山西議長 小亀議員</p>	<p>小亀重喜君 たびたびすいません。そしたらそのベンチャーの方はそのようなものだなと思うんですが、同じくその固定資産税の減額の方はまた改めてご説明がいただけるのでしょうか。それはまた別ですかね。</p>
<p>山西議長</p>	<p>税務課長 三好定君</p>

<p>三好税務課長</p>	<p>小亀議員さんの質問にお答えします。今現在、固定資産の減額、減免につきましては新築住宅における3ヵ年の減額とか、あと高齢者バリアフリーの固定の減額並びに耐震における工事をやれば減額ということで、今回は今いう省エネ、省エネと申しますと結局、窓のサッシ、例えば窓のサッシと床とか天井とかの断熱行為ですね。実質まあ、ある一定の制約がありまして工事費30万以上とか、それとか建築士さんの承認がいるというようなことをございまして、今あるバリアフリーにしても耐震住宅における工事の固定の減免につきましても、実態としては私が税務課へ来た段階ではほとんど町内における申請というのは、去年の申告で1件あったという程度でございまして、今回省エネにつきましても一定の制約等もありますし、固定が1年だけに限り、翌年度1年だけに限り減額と1/3だけの減額という制度でございまして、あえてこの制度があるからといって改修工事を行うという人はほとんどないというような感じしております。あとの耐震、バリアフリーにしても固定が一定期間5年ないし10年なり免除とかいう制度ではありませんので、あくまでも減額ということをございしますので制度としては実質まあ町も作っておりますが、実態としては住民からの申告なりで減免、減額ということはほとんどないということだと思っております。以上でございます。</p>
<p>山西議長 小亀議員</p>	<p>小亀重喜君 すいません。しつこい質問で申し訳ないんですが、旧の条文の方には改修工事としているものが今回の改正で居住安全改修工事居住安全という言葉が出ておりますし、また新設で熱損失防止、まあエコ住宅ですね。こちらの方が加味されているのはわかるのですが、元々あった改修工事という部分からそれを取り出したような形でこれは実際に住民にとってみたら、想定される範囲が狭まったというふうに解釈すべきなのかどうかちょっとわからんです。そのあたりをお聞かせいただけたらと思うんです。元々想定される申請がほとんどないということでしたら、ほとんど課長の所感になるかも知れませんが見解をお聞かせいただけたらと思います。</p>
<p>山西議長 三好税務課長</p>	<p>税務課長 三好定君 小亀議員さんの質問にお答えいたします。居住安全とあくまでもこれにつきましては改修ということのみのことをございまして、その安全というよりは元々、今現在、新築住宅軽減という制度はありますがこれに付随したことで、あくまでもこの省エネというのは地球温暖化とか色々な面での省エネ対策ということで断熱工事を行って省エネをしてくださいよということで、安全というよりか、むしろ地球温暖化等による環境の関係ということで実態としては作られておるということをございまして、あの非常に制約ですね、まあ建築士さんの証明等もいるとか30万円以上とか、いろんな制約等がありますので現実的には先ほど言ったように制度としてはありますが、もし、新築の時にもし一緒にこれをやるということで適用があれば結構申告というか、こういう適用を受けられる方もおるかと思っておりますが、あえて改修のみということが限定となっておりますので、今の状況では先ほど言ったよう</p>

三好税務課長	にあんまり申告はないものという考え方でおります。以上でございます。
山西議長	他に質疑はありませんか。
高木議員	高木堅君
高木議員	あの今課長がこういった改修については、まあほとんど申告がないというような2度繰り返して言われたんですが、これですね、先ほど課長が言ったのが1/3というようなことを言われましたね、これ課長、私の勘違いでなかったらですね、1/3の内ですね、その分の申請してでも本当に数多くの者が申請が通らなくてですね、あの、今年の場合は1/3の75%というような結果にこの熱損失防止改修工事ですね、まあそれに関してでもね、そういった実態が起きているのを課長の方は十分これ把握しておりますか。
山西議長	税務課長 三好定君
三好税務課長	高木議員さんの質問にお答えします。この先ほど説明の中でも申しましたがあくまでも改修ということでございますが、現実的にはヘイベイスウ120㎡部分というのもありまして、200㎡とかそう大掛かりにやる人はいないと思いますが、面積要件もあります。それで75%ということについては税務課の方としては今現在把握しておりません。今出て申請そのものが古い綴り等を見た場合にほとんど出ていないのが現状じゃないかということで、建築士さんの段階で今いう対象になる、ならんというようなことが出てくるんじゃないかということを思っております。以上でございます。
山西議長	高木堅君
高木議員	課長これあの、やはりですね、出る出んはですね、やっぱり住民にとってのPRとそれがかなり欠乏しているんでないんかと思えます。これ75%云々というのは現実にねえ他人事ではないんですわ、これ私の息子が申請して1/3の分でやったわけですわ、この審査機構でまだ1週間か10日ぐらい前ですか、その結果が出て今回の分で抽選等締め切りで応募者多数のために、こうこういう状態で1/3の補助ということですが1/3の75%でしか出来ないのご理解いただきたいというような通達がきているんですよ、あんた、その辺十分理解せんとですね、1/3うちの町ではないやろ、とにかくそれはですね、やっぱり住民そういったあれもありますよ、すぐにやっぱり住民が窓口でですね、わかるような状況を作るのが行政の立場であって、ほんでやっぱりそれなりにみんなあらゆる角度から知識を持って、また調べてきてそういった少しでもですね、省エネ等に自分が努力しようとするような経緯はあるんですよ。ほんで現実にこれ他人事でないですよ、私が、私の息子がそれをやっつるからわがの息子ですよ。息子の家を申請しとんでしょ。現にあんたが2へんほど言われた今も言われた、1/3というのはなあ、1/3の75%なってないんですよ。これ、はっきりしているんでしょ今回、これぐらい課長が把握してないとねえ困ります。これ、あのあったら課長、答弁お願いします。答弁だけで結構です。

	<p>山西議長 三好税務課長</p>	<p>(課長把握してなかったら、してないというてくれたらそれでええです。) 税務課長 三好定君 高木議員さんのご質問の件ですが、我々も今後、新築住宅軽減に係わる住民に対する周知また、今おっしゃったような高木議員さん宅についてのそういう案件については、先ほどいったように把握しておりません。今後、勉強していきたいと思えます。以上でございます。</p>
	<p>山西議長 本屋敷議員</p>	<p>本屋敷崇君 再質問で申し訳ないところですが、今お話にもありましたけれども条例を改正するという話でもらっておりますが、確かに文言だけの条例改正では僕らでも理解できないところもあるし、どういう要綱によってどのような減免措置があるのかということも説明文が本来ほしいところなんですけれども、今回それも付いていないのはちょっと残念ではありますけれども、今回これ専決処分しとるということですから税法の方は変わっておりますので今回変わったということでホームページ等にですね、こういうふうなことが今回決まりましたと、こういう適用でこういうふうな減免措置になりますよと、というようなそれが町民に対してですね、説明が出来ることだと思えますので、そういった説明文を載せてですね、ホームページ等に載せる等をしていただければと思えますのでよろしくお願ひします。</p>
	<p>山西議長</p>	<p>他に質疑はありませんか。 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。 これにご異議ありませんか。 〔なし。〕 異議なしと認めます。 よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 〔なし。〕 討論なしと認めます。</p>



三好税務課長 山西議長	<p>よる減額ということの規定でございます。以上でございます。</p> <p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑にはいります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>谷森哲雄君</p>
谷森議員	<p>特にあのいつの場合でもそうですが、税法の改正、改定いうんですか、これは非常にこう文言上私たちには非常に理解しがたい文言になっとなが非常に多いわけでありますが、前段でも第1号ですか、議案第2号の説明そしてまた現在の議案第2号の説明、非常にわかりにくいんですが例えばですね、特定世帯が減額になった半額になったと、これよく調べたらいわゆるその今まで扶養社会保険そいなんに扶養家族に入っとった方がそれから除いて、後期高齢者医療保険の加入した場合とか、こういうふうになるわけですが、その点直接担当者であります課長の方からそのあたりを詳しくご説明いただけたらと思います。</p>
三好税務課長	<p>税務課長 三好定君</p> <p>谷森議員さんのご質問にお答えします。詳しくと言いましても例えば、現実的には今、平等割が27,000円 均等割が28,000円ということで行っております。これに対しまして7割軽減ということでございますから、27,000円の7割軽減でございますから、0.3をかけましてそれに対して半額ということになりますから27,000円の7割軽減かけまして、それについてまた半額にするということでございますから、27,000円が4,050円になるということございまして、あと均等割につきましても28,000円が7割軽減がかかりますと0.3ということで8,400円、合わせますと一番軽減が大きくなる例えばの話でありまして、平等割、均等割を合わせまして12,450円が一番安くなる軽減というか、そういうことございまして。あと5割、2割と色々ありますが、今現時点での例えば一番安い例で12,450円ぐらいになるんじゃないかということが今回の制度の中身の一部でございます。以上でございます。</p>
山西議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。</p>



山西議長	<p>これをもって、提案理由の説明及びその内容の説明を終わります。 お諮りいたします。 議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。 これにご異議ありませんか。 〔なし。〕 異議なしと認めます。 よつて、議案第3号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思ひます。 お諮りいたします。 ただ今議題になっております、議案第3号教育委員会委員任命の同意についてはこれに同意することにご異議ありませんか。 〔なし。〕 異議なしと認めます。 よつて、議案第3号教育委員会委員任命同意についてはこれに同意することに決しました。</p> <p>それでは開会時に申し上げましたが、議会構成に関する協議にはいりたいと思ひます。 議会運営委員の皆さんは第1委員会室に10時25分ご参集ください。 議員の皆さんは、議会運営委員会終了後、全員協議会を開催しますので控室にてお待ち下さい。 暫時休憩といたします。</p> <p>休憩を戻して会議を再開いたします。 お諮りいたします。 本日の会議は24時まで時間延長をいたしたいと思ひます。 これにご異議ありませんか。 〔なし。〕 異議なしと認めます。</p>	休憩 10時 8分	再開 15時52分
------	---	-----------	-----------

追加日程 第6	山西議長	よって本日の会議は24時まで延長することに決しました。	
		休憩中に私より、末武副議長に議長辞職願を提出しておりますので、末武副議長と交代をします。よろしくお願いします。 (議長さんごくろうでした。)	
	末武副議長	それでは先ほどの経緯を踏まえて16時30分に再開をしたいと思います。 16時30分まで休憩をいたしますのでよろしくお願いします。	休憩 15時55分
		それでは休憩を戻して会議を再開いたします。	再開 16時30分
		議場の時計で16時50分まで休憩といたします。	休憩 16時30分
		休憩を戻して会議を再開いたします。	再開 16時50分
		ここで暫時休憩をいたします。	
		議員の皆さんは全員協議会室にご参集を願います。	休憩 16時50分
		それでは休憩を戻して会議を再開いたします。	再開 18時00分
		議会運営委員会報告を日程に追加することにご異議ありませんか。 〔なし。〕 異議なしと認めます。 議会運営委員会報告を日程に追加することとします。 追加日程第6 議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員長 川原茂行君	
川原議会 運営委員長	議会運営委員会のご報告を申し上げます。休憩中に第1委員会室におきまして町長、副町長、総務課長同席のもとに議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、議会構成に関する追加日程などについて慎重に審議しました。その結果をご報告いたします。 休憩中に議長 山西毅君から議長の辞職願が提出されています。そのため議長辞職の件を日程に追加し、その他の議会構成に関する案件は議長発議により日程追加を行うことで意見の一致をみました。なお議事進行についてはお手元に配布されております議事進行予定表のとおりであります。以上で議会運営委員会の報告を終わります。		
末武副議長	これをもって議会運営委員会の委員長報告を終わります。		

<p>追加日程 第7</p>	<p>末武副議長</p> <p>久留嶋議会 事務局長 末武副議長</p> <p>山西前議長</p>	<p>ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。        (「なし。」)        質疑なしと認めます。        これをもって質疑を終了いたします。        お諮りします。        議会運営委員長の報告のとおり議長辞職の件を議事日程に追加することにご異議ありませんか。        (「なし。」)        異議なしと認めます。        議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。        追加日程第7 議長辞職の件を議題とします。        本件については、除斥に該当しますので地方自治法第117条の規定によって山西毅君の退場を求めます。        (山西議長 退場)        職員に辞職願を朗読させます。        平成20年5月8日 まんのう町議会副議長 末武弘道殿、まんのう町議会議長 山西毅、辞職願 このたび一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。        お諮りします。        山西毅君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。        (「なし。」)        異議なしと認めます。        よって山西毅君の議長の辞職を許可することに決定しました。        除斥を解きます。        山西毅君の入場を願います。        (山西議員入場)        ここで前議長 山西毅君のごあいさつがあります。        失礼をいたします。議長の辞職について一言だけごあいさつを申し上げたらと思うわけでございます。顧みて平成18年の5月</p>
--------------------	---	--



	末武副議長	<p>投票用紙の配布漏れはありませんか。          (「なし。」)          配布漏れなしと認めます。          投票箱を点検します。          (投票箱の点検)          異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。          事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票願います。</p>
	久留嶋議会 事務局長	<p>1 番 久元豊議員、2 番 小亀重喜議員、3 番 本屋敷崇議員、4 番 白川年男議員、5 番 白川皆男議員 6 番 橋田忍議員、          7 番 白川美智子議員、8 番 末武弘道議長、9 番 大西樹議員、10 番 藤田昌大議員、11 番 黒木保議員、12 番 大岡克          三議員、13 番 高尾幸男議員、14 番 松下一美議員、15 番 山西毅議員、16 番 三好勝利議員、17 番 大西豊議員、1          8 番 川原茂行議員、19 番 加地禎議員、20 番 高木堅議員、21 番 谷森哲雄議員</p>
	末武副議長	<p>投票漏れはありませんか。          (「なし。」)          投票漏れなしと認めます。          投票を終わります。          開票を行います。          3 番 本屋敷崇君及び4 番 白川年男君、開票の立会いをお願いします。          (開票)          選挙の結果を報告します。          投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。          そのうち、有効投票21票、無効投票0票です。          有効投票のうち、末武弘道14票、大岡克三君7票です。以上のおりです。          この選挙の法定得票数は6票です。したがって末武弘道が議長に当選しました。          議場の出入口を開きます。          (議場を開く)</p>

<p>追加日程 第9</p>	<p>末武議長</p>	<p>議長の就任にあたり、一言ごあいさつを申し上げますのでしばらくお待ち願います。</p> <p>今朝ほどらいの色んないきさつの経緯の中で、まさか議長になるということは考えて見てもおりませんでした。しかし色んな流動的な経緯の流れの中で今、この場があると考えております。今日、一日の中で色んなわだかまりも、色んな人間関係もあったかと思われるわけですが、先代の山西議長がしっかりとまんのう町を支えて来てくれました。その、後姿を見ながら私も2年間必死になって付いて参ったわけですが、これからのまんのう町を本当に融和のとれた、お互いに信頼し合ってそしてよりよい町政が引けて行けますことを、私も渾身の努力を振り払ってがんばって参りたいと考えておりますので、どうか今後とも皆様方のご指導、ご支援、ご鞭撻を心から願います。どうもありがとうございました。</p> <p>(拍手)</p> <p>ここで暫時休憩をいたします。</p> <p>議員の皆さんは全員協議会質へご参集願います。</p> <p>休憩 18時25分</p> <p>休憩を戻して会議を再開いたします。</p> <p>再開 18時45分</p> <p>ただ今副議長が欠けました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>副議長選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって副議長選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行うことに決定しました。</p> <p>追加日程第9 副議長選挙を行います。</p> <p>選挙は投票で行います。</p> <p>議場の出入り口を閉めます。</p> <p>(議場を閉める)</p> <p>ただ今の出席議員数は21人です。</p> <p>次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番 橋田忍君及び7番 白川美智子君を指名します。</p>
--------------------	-------------	--

	未武議長	<p>投票用紙を配ります。</p> <p>念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙は被選挙人の氏名を記載願います。なお、同姓の議員がおられますので、姓だけでなく、氏名を完全にお書きいただきますよう、特にご注意申し上げます。</p> <p>(投票用紙配布)</p> <p>投票用紙の配布漏れはありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>配布漏れなしと認めます。</p> <p>投票箱を点検します。</p> <p>(投票箱の点検)</p> <p>異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。</p> <p>事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票願います。</p>
	久留嶋議会 事務局長	<p>1番 久元豊議員、2番 小亀重喜議員、3番 本屋敷崇議員、4番 白川年男議員、5番 白川皆男議員 6番 橋田忍議員、7番 白川美智子議員、8番 末武弘道議長、9番 大西樹議員、10番 藤田昌大議員、11番 黒木保議員、12番 大岡克三議員、13番 高尾幸男議員、14番 松下一美議員、15番 山西毅議員、16番 三好勝利議員、17番 大西豊議員、18番 川原茂行議員、19番 加地禎議員、20番 高木堅議員、21番 谷森哲雄議員</p>
	未武議長	<p>投票漏れはありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>投票漏れなしと認めます。</p> <p>投票を終わります。</p> <p>開票を行います。</p> <p>6番 橋田忍君及び7番 白川美智子君、開票の立会いをお願いします。</p> <p>(開票)</p> <p>選挙の結果を報告します。</p> <p>投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。</p> <p>そのうち、有効投票20票、無効投票1票です。</p>

<p>末武議長</p>	<p>有効投票のうち、谷森哲雄君10票、松下一美君10票です。以上のとおりです。</p> <p>この選挙の法定得票数は5票であり、谷森哲雄君と松下一美君の得票数は、いずれもこれを超えております。両君の得票数は、同数です。</p> <p>この場合地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。</p> <p>谷森哲雄君と松下一美君が議場におられますので、くじを引いていただきます。</p> <p>くじは2回引きます。</p> <p>1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。</p> <p>2回目は、この順序によってくじを引き当選人を決定するためのものです。</p> <p>くじは抽選器で行います。</p> <p>橋田忍君及び白川美智子君、くじの立会いをお願いします。</p> <p>まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。</p> <p>①と②の玉を入れます。①の玉を引いた人が最初、②の玉を引いた人が次になります。</p> <p>谷森哲雄君と松下一美君、くじを引いてください。</p> <p>(くじを引く)</p> <p>くじを引く順序が、決定しましたので報告します。</p> <p>谷森哲雄君が①の玉、松下一美君が②の玉を引きましたので、まず初めに谷森哲雄君、次に松下一美君以上のとおりです。</p> <p>ただ今の順序により、当選人を決定するくじを行います。</p> <p>①と②の玉を入れます。①の玉を引いた人が、当選人となります。</p> <p>谷森哲雄君と松下一美君、くじを引いてください。</p> <p>(くじを引く)</p> <p>くじの結果を報告します。</p> <p>松下一美君が①の玉を引きましたので、くじの結果、松下一美君が当選人と決定しました。</p> <p>議場の出入口を開きます。</p> <p>(議場を開く)</p>
-------------	--

末武議長		<p>ただ今、副議長に当選された松下一美君に、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。</p> <p>松下一美君、副議長当選承諾及びあいさつをお願いします。</p>
松下副議長		<p>ただ今、副議長に推挙頂きました松下であります。合併して以来、非常に厳しい中の町政でありますけど、前任者の山西議長さんには本当にご苦勞でございました。心から敬意を表したいと思っております。そしてまた、立場をわきまえ末武議長さんの下でしっかりと補佐役目を果たしていかなければならないと思っております。議員皆さん方各位のご理解とご協力をご指導頂きますことを、そして、議会を円滑に進めるために一生懸命頑張ってお参ります。まんのう町の発展を願いあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。</p>
末武議長		<p>(拍手)</p> <p>各議員から委員の辞任と所属変更申し出などが提出されておりますので、日程追加についてお諮りします。</p> <p>委員の辞任と所属変更の許可についての件</p> <p>特別委員会の設置についての件</p> <p>常任委員会委員の選任の件</p> <p>議会運営委員会委員の選任の件</p> <p>特別委員会委員の選任の件</p> <p>仲多度南部消防組合議会議員の選出の件</p> <p>財田川防災組合議会議員の選出の件</p> <p>選挙第1号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙の件</p> <p>選挙第2号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件</p> <p>議案第4号 監査委員（議員選出委員）選任の同意についての件</p> <p>議会選出 各種委員等の選出の件</p> <p>議席の一部変更の件</p> <p>を議事日程に追加することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。したがって</p> <p>追加日程10 委員の辞任と所属変更の許可について</p>

<p>追加日程 第10</p>	<p>末武議長</p>	<p>追加日程11 特別委員会の設置について 追加日程12 常任委員会委員の選任 追加日程13 議会運営委員会委員の選任 追加日程14 特別委員会委員の選任 追加日程15 仲多度南部消防組合議会議員の選出 追加日程16 財田川防災組合議会議員の選出 追加日程17 選挙第1号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙 追加日程18 選挙第2号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 追加日程19 議案第4号 監査委員（議員選出委員）選任の同意について 追加日程20 議会選出 各種委員等の選出 追加日程21 議席の一部変更 以上の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。 追加日程第10 委員の辞任と所属変更の許可についての件を議題といたします。 各特別委員会委員及び議会運営委員より、辞任の申し出と、各常任委員より所属の変更の申し出がありましたので、これを許可 いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。 〔なし。〕 異議なしと認めます。 よって本案は許可することに決定しました。</p>
<p>追加日程 第11</p>		<p>追加日程第11 特別委員会に設置についての件を議題といたします。 満濃中学校は、建築後40年以上が経過し、老朽化も著しく、生徒の安全確保、教育環境整備が急務であります。そのため、満 濃中学校改築について、議会として調査・研究をするため7名の委員をもって構成する、満濃中学校改築調査特別委員会を設置し、 調査・研究の終了時まで閉会中も継続して活動することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。 〔なし。〕 異議なしと認めます。 よって、7名の委員をもって構成する、満濃中学校改築調査特別委員会を設置し、調査・研究の終了時まで閉会中も継続して活</p>

<p>末武議長</p>	<p>動することに決定いたしました。</p> <p>追加日程第12 常任委員会委員の選任</p> <p>追加日程第13 議会運営委員会委員の選任</p> <p>追加日程第14 特別委員会委員の選任</p> <p>追加日程第15 仲多度南部消防組合議会議員の選出</p> <p>追加日程第16 財田川防災組合議会議員の選出</p> <p>の以上5件を、会議規則第37条の規定に基づき一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。  (「なし。」)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって追加日程第12から追加日程第16を一括議題といたします。</p> <p>常任委員会、委員の決定等については、どのような方法でいたしましょうか。</p>
<p>加地議員</p>	<p>加地議員</p> <p>あの、色々方法があると思いますけれども、一応本人のですね、常任委員会3つですか、4つかな、3つなあ、この常任委員会の希望をするのを第1案、第2案ぐらいを、本人から募りましてそれを参考にして、議長、副議長がその中で選定していただいたらと、その方がスムーズにいくのではなからうかとそのように思いますので、それを取り計らって頂きたいと思います。</p>
<p>末武議長</p>	<p>末武議長</p> <p>はい、それではそのようにさせていただきます。正副議長に一任ということでございますので、各議員さんの意見を十分拝聴いたしまして、議会構成をいたしたいと思いますが、このように決定してよろしいでしょうか。  (「なし。」)</p> <p>異議がないようですので、そのようにさせていただきます。</p> <p>それでは暫時休憩といたします。</p> <p>議員の皆さんは全員協議会室にご参集ください。 <span style="float: right;">休憩 19時14分</span></p> <p>(久元 豊議員 退席)</p> <p>休憩を戻して会議を再開いたします。 <span style="float: right;">再開 23時51分</span></p> <p>正副議長に一任されておりました、先ほどの一括議題といたしました案件について休憩中に議員皆さんの意見を拝聴し、委員の</p>

追加日程 第12	未武議長  川原議員 未武議長 川原議員  未武議長  久留嶋議会 事務局長	<p>選任を決定しました。また、休憩中におきまして委員長及び副委員長の互選も行われましたことをご報告しておきます。それでは事務局より発表させます。</p> <p>川原議員 これは休憩を願わなったら、このまますなりいから問題点が出ておるんですから休憩を願います。</p> <p>未武議長 すいません。あの今の問題になっとった分はあとで休憩を取って処理させていただきます。</p> <p>川原議員 これわからなったらはっきりいいます。議運の報告の中で監査委員も含めて議会構成をやるというとんですよ。ここへ監査委員が出てこんのです。これどういうことですか。</p> <p>未武議長 監査委員はここに今上程しておるぶんだけやって次に出てくるんです。この次に監査委員の分が出てくるようになっております。</p> <p>久留嶋議会 それでは失礼します。日程第12 常任委員会委員の選任の件でございますが、お手元に配布しております。</p> <p>事務局長 総務常任委員会につきまして、委員長 高木堅議員、副委員長 高尾幸男議員、委員 加地禎議員、久元豊議員、大西樹議員、橋田忍議員、小亀重喜議員</p>
追加日程 第13		<p>教育民生常任委員会、委員長 黒木保議員、副委員長 白川美智子議員、委員 山西毅議員、大岡克三議員、藤田昌大議員、本屋敷崇議員、末武弘道議員</p> <p>建設経済常任委員会、委員長 大西豊議員、副委員長 谷森哲雄議員、委員 川原茂行議員、三好勝利議員、白川皆男議員、白川年男議員、松下一美議員</p> <p>つづきまして日程第13 議会運営委員会、委員長 山西毅議員、副委員長 三好勝利議員、委員 高木堅議員、大西豊議員、黒木保議員、大西樹議員</p>
追加日程 第14		<p>日程第14 特別委員会委員</p> <p>水資源対策特別委員会 委員長 川原茂行議員、副委員長 藤田昌大議員、委員 山西毅議員、高木堅議員、久元豊議員、大西樹議員、松下一美議員</p> <p>交通対策特別委員会 委員長 谷森哲雄議員、副委員長 大岡克三議員、委員 大西豊議員、三好勝利議員、高尾幸男議員、白川美智子議員</p> <p>満濃中学校改築調査特別委員会 委員長 加地禎議員、副委員長 小亀重喜議員、委員 黒木保議員、橋田忍議員、白川皆男議員、白川年男議員、本屋敷崇議員</p>

<p>追加日程 第15 追加日程 第16</p>	<p>久留嶋議会 事務局長</p> <p>末武議長</p> <p>延 会</p>	<p>政策充実特別委員会 委員長 白川年男議員、副委員長 白川皆男議員、委員 山西毅議員、谷森哲雄議員、高木堅議員、加地禎議員、川原茂行議員、大西豊議員、三好勝利議員、久元豊議員、高尾幸男議員、大岡克三議員、黒木保議員、藤田昌大議員、大西樹議員、白川美智子議員、橋田忍議員、本屋敷崇議員、小亀重喜議員、松下一美議員</p> <p>つづきまして日程第15 仲多度南部消防組合議会議員、議長充職でございますが末武弘道議長、議員 高尾幸男議員</p> <p>日程第16 財田川防災組合議会議員、川原茂行議員、橋田忍議員、末武弘道議員以上でございます。</p> <p>ただ今事務局より発表した 追加日程第12 常任委員会委員の選任 追加日程第13 議会運営委員会委員の選任 追加日程第14 特別委員会委員の選任 追加日程第15 仲多度南部消防組合議会議員の選出 追加日程第16 財田川防災組合議会議員の選出 については、発表のとおり決することにご異議ありませんか。 〔なし。〕 異議なしと認めます。 よって発表のとおり決定いたしました。 会議時間の繰上げをします。午前0時30分に議場にご参集下さい。 誠に申し訳ございません。久元議員退席のため会議録署名議員の追加を行い3番本屋敷議員を指名します。</p> <p>延 会</p> <p style="text-align: right;">休憩 23時59分</p>
--------------------------------------	--	--

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年 5月 8日

まんのう町議会議長

まんのう町議会新議長

まんのう町議会副議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

